

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 3 号

平成 2 7 年 ( 2 0 1 5 年 ) 1 月 1 5 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

## 記

- 1 措置の内容  
別紙のとおり

平成26年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(産業振興部関係)

## 1 商工労働課

[問題点 行政財産管理について]

施設使用許可申請に基づく使用料の算定に一部誤りがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

施設使用料の算定に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。

誤りのあった使用料については、是正しました。

## 2 農林水産課

[問題点 行政財産管理について]

施設使用許可申請に基づく減免措置の事務手続に不適切なものがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

減免措置の事務手続きについては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。

不適切であった事務手続きについては、山陽小野田市事務専決規程等に基づき、決裁区分の是正処理をいたしました。